

千葉県がん患者大集合 2009 実行委員会会則

(名称)

第1条 この会は、「千葉県がん患者大集合 2009 実行委員会」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、がん患者並びにその家族が、安心して療養し、納得した医療を受けられるとともに、その人らしい生活を送ることができるよう、必要な支援を受けられるための社会づくりの実現に寄与することを目的に、千葉県がん患者大集合 2009 を開催する。

(活動)

第3条 本会は、千葉県がん患者大集合 2009 の準備、運営、実施、アンケート集計等の活動を行う。

(委員)

第4条 本会の委員は次のとおりとする。

- (1) 本会の目的に賛同し、活動に参加する患者会及び個人
- (2) 本会の目的に賛同する医療、看護、介護、行政、その他の関係団体及び個人

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、委員の互選により選出する。

- (1) 委員長 1名
委員長は、本会を代表して業務を統轄する。
- (2) 副委員長 2名
副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。副委員長の代行順位は、委員長が予め指定するものとする。
- (3) 会計 1名
会計は、本会の会計、経理の事務を行う。
- (4) 監事 1名
監事は、会計、経理の事務を監査する。

(委員会)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を召集し、本会の活動に関する事項を委員に諮るものとする。

(作業部会)

第7条 委員長は、必要に応じて委員の中から指名した者をもって構成する作業部会を設置し、事業の企画、運営等を行わせるものとする。

(資金の管理)

第8条 本会の資金の管理は、次のとおりとする。

- (1) 本会の経費は会費(500円/年) 寄付金及びその他の収入でまかない、千葉県がん患者大集合 2009 の口座で入出金の管理を行う。
- (2) 千葉県がん患者大集合 2009 が終了したときは、すみやかに決算を行い、監事の監査を受けなければならない。

(事務局)

第9条 本会の事務局を患者会「NPO 法人パンキャンジャパン」事務局内に置く。
事務局所在地 〒299-0242 袖ヶ浦市久保田 2848-48

(付則)

- 1 この会則は、平成21年3月5日に施行する。
- 2 委員は、他人を傷つける発言、行動を行なった場合、千葉県がん患者大集合 2009 の委員として趣旨に反する言動を行なった場合、営利を目的とする行為、宗教活動又は政治活動をした場合は、辞任するか、委員の3分の2以上の同意をもって解任する。